

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

川上から川下に至る豊かな地域資源を核としたむらづくり

2．地域再生計画の作成主体の名称

鹿児島県、
阿久根市、
大口市、
薩摩川内市、
薩摩郡さつま町

3．地域再生計画の区域

阿久根市
大口市
薩摩川内市 及び
鹿児島県薩摩郡さつま町の全域

4．地域再生計画の目標

当地域は、薩摩川内市、阿久根市、大口市、さつま町で構成されており、北側に紫尾山系を擁し、熊本県白髪岳を源流とする川内川が大口径盆地、宮之城盆地、川内平野を経て東シナ海へ東西に貫流している。市街地及び農用地は同河川流域に散在した形で分布している。

これらの市、町には山や川などの「自然」、さらには「温泉」、「食」といったそれぞれの土地、環境を活かした地域資源に根ざす魅力がある。現在は点に過ぎないこれら市、町の魅力を道路網で接続し、将来的には一体的な魅力ある地域へ

と面展開していくことを目指す。こうした取組により地域として観光・産業等の相乗効果を期待できるだけでなく、地域の住民に対しても「山」、「川」、「温泉」、「食」という地域の資源を広く提供し、地域の良さを再認識しながら相互交流を図ることが可能となる。

こうした地域の再活性化を促進するため、市や町の地域資源により成り立っている観光（自然体験）、農園・竹林（農林業体験）、地域特産品販売所の連携強化を目指し、施設間のアクセスを改善するための、より広域的な道路網（ネットワーク）の整備を図ることとした。

（目標）地域の相互交流人口の増（対平成15年度 5%増）

5. 目標を達成するための事業

（1）全体の概要

区域の幹線交通網として、西側の東シナ海沿いに南北に縦断する国道3号、九州新幹線、JR鹿児島本線及び肥薩おれんじ鉄道が整備されている。

また、国道267号が薩摩川内市で国道3号から分岐し、川内川沿いにさつま町、大口市を経て熊本県人吉市へ連絡しており、当該道路を幹線とした地域道路網が形成されている。

本計画では、これらの道路網に加えて、新たに薩摩川内市からさつま町へ横断する広域農道の整備に併せて、町道、林道を一体的に整備し、農山村の生活環境改善、地域資源の保全を図るとともに、地域拠点地（国道3号、さつま町市街地、大口市市街地）、観光地、温泉地、地域特産品販売所へのアクセスを良くし、利便性を向上することとした。

- ・町道 仮屋瀬青芝野線 昭和55年12月15日認定
- ・町道 狩宿大平線 昭和29年4月1日認定
- ・広域農道 川薩3期地区 平成14年3月27日計画確定（土地改良法）
- ・林道 河原田線 平成17年4月1日北薩地域森林計画書登載
- ・林道 阿久根中央線 平成17年4月1日北薩地域森林計画書登載
- ・林道 青木山ノ口線 平成17年4月1日北薩地域森林計画書登載
- ・林道 牧ヶ峯線 平成17年4月1日北薩地域森林計画書登載
- ・林道 上ノ郡線 平成17年4月1日北薩地域森林計画書登載

(2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

A 3 0 0 1 地域再生基盤強化交付金 (道整備交付金)

事業主体

- ・町 道 さつま町
- ・広域農道 鹿児島県
- ・林 道 鹿児島県，阿久根市，大口市，薩摩川内市

施設の種類

- ・町 道
- ・広域農道
- ・林 道

事業区域

- ・町 道 さつま町
- ・広域農道 さつま町
- ・林 道 阿久根市，大口市，薩摩川内市

事業期間

- ・町 道 平成17～21年度
- ・広域農道 平成17～19年度
- ・林 道 平成17～21年度

事業費

- ・総事業費 1,755,000千円
うち交付金 900,999千円

- ・町 道 700,000千円
うち交付金 350,000千円
- ・広域農道 273,000千円
うち交付金 136,500千円
- ・林 道 782,000千円
うち交付金 414,499千円

整備量

・町道	2.9km
・広域農道	付帯工一式
・林道	10.4km
計	13.3km

(3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「川上から川下に至る豊かな地域資源を核としたむらづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

農林水産省の「中山間地域総合整備事業」を活用し、農業と都市住民との交流を促進するため、生産基盤と生活環境基盤の整備を一体的に行う。

「森林環境税」を活用して、森林環境の広報啓発のため、「森林にまなびふれあう推進事業」を行う。

6. 計画期間

平成17年度～平成21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後の平成22年度に、鹿児島県、阿久根市、大口市、薩摩川内市、さつま町に於いて、関係行政機関合同で必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。また、これをもって今後の事業計画に反映させる。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し